

公的年金の仕組みを知って! 加入月数や生年月日、退職後の給与で変化

公的年金は、加入月数や生年月日、退職後の給与などで損得が決まることが多い制度です。

会社員の場合、給料から厚生年金の保険料が引かれ、厚生年金の加入と同時に国民年金にも加入となり、公的年金は、厚生年金(老齢厚生年金)と国民年金(老齢基礎年金)から支給されます。

では、いつから支給されるのでしょうか。厚生年金と国民年金は原則65歳からですが、厚生年金には、生年月日によって60歳から支給される「特別支給の老齢厚生年金」があります。

平成6年の法改正前までは、60歳から「定額部分」と「報酬比例部分」という2つの年金が支給されていました。平成6年の法改正、平成12年の法改正によって、これから60歳になる人は、60歳から65歳の間、特別支給の老齢厚生年金は「報酬比例部分のみ」、さらに、この報酬比例部分も、図表のように、支給開始年齢が段階的に引上げられ、男性は昭和36年4月2日以降、女性は昭和41年4月2日以降に生まれた人からは、60歳から65歳までの間は無年金、65歳から「老齢基礎年金」と「老齢厚生年金」が支給されることになります。つまり公的年金は、生年月日によっては損得があるということです。これから退職を迎える人は、ご自分の生年月日から、いつから公的年金が支給されるのか確認しておきましょう。

次に、公的年金の加入月数で損得がある制度をご紹介します。この制度は特定の人に限られますが、「厚生年金44年(=528ヶ月)加入特例」です。この特例、厚生年金に44年加入すれば、報酬比例部分しかない人でも定額部分が一緒に支給されるというお得な制度です。

例えば、18歳から会社員で、昭和30年4月2日生まれの男性Aさんの場合、図表では62歳から年金は支給開始です。Aさんは、60歳は年金はありませんから、厚生年金の保険料を支払いながら会

特別支給の老齢厚生年金(報酬比例部分)の 支給開始年齢と生年月日		
支給開始年齢	60歳	●昭和28年4月1日以前生まれ ●昭和35年4月1日以前生まれ
	61歳	●昭和28年4月2日～昭和30年4月1日生まれ ●昭和33年4月2日～昭和35年4月1日生まれ
	62歳	●昭和30年4月2日～昭和32年4月1日生まれ ●昭和35年4月2日～昭和37年4月1日生まれ
	63歳	●昭和32年4月2日～昭和34年4月1日生まれ ●昭和37年4月2日～昭和39年4月1日生まれ
	64歳	●昭和34年4月2日～昭和36年4月1日生まれ ●昭和39年4月2日～昭和41年4月1日生まれ
		●=男性 ●=女性

社員を続けました。62歳になったAさん、特別支給の老齢厚生年金として、「報酬比例部分」が支給されることになります。ここで、Aさんの厚生年金の加入期間がちょうど44年=528ヶ月になり、この時Aさんが、「退職もしくは厚生年金制度から外れる」と、特別支給の老齢厚生年金は、44年特例で、「報酬比例部分」にさらに「定額部分」も支給されるというわけです。定額部分は、65歳から支給される国民年金(老齢基礎年金)に近い金額なので、65歳を待たずに年金が満額近く受け取れることになります。

「65歳まで働く」「一生現役だ」を考えている人には、44年特例は何の意味もないでしょうが、「退職後の年金に有利な形で働きたい」という人には意味を持つ制度かもしれません。

また厚生年金には、厚生年金の保険料を支払いながら給与をもらうと特別支給の老齢厚生年金が調整される「在職老齢年金」などもあります。公的年金は、知らないと損得が生じることが多い制度だということを知っておきましょう。



暮らしのマネープラン相談センター 所長
サードファイナンスプランナー

高橋 昌子

あなたの暮らしと財産を守るパートナー

■時間相談 …… 1時間まで3000円 2時間まで5000円

教育資金・老後資金・相続・住宅ローン・保険の見直しや商品選択、確定拠出年金など何でも相談できます

■マイホーム資金・住宅ローン相談 ……………… 3万円

無理のない予算額、頭金や購入時期、最適な住宅ローン・生命保険・火災保険など、マイホーム購入にまつわるマネープランについて何でも、マイホーム購入まで時間を気にせず相談できます

■退職資金・マネープラン相談 ……………… 3万円

退職後の手続き、年金や保険、退職資金計画など退職後の生活設計について何でも、時間を気にせず相談できます



暮らしのマネープラン相談センター 金沢市此花町3-2 [ライブ1ビル1F]

要予約

(株)FPサポート研究所 <http://www.fpsl.co.jp/>

●平日/10:00~19:00 ●土日/10:00~17:00